

第4章 第4次岐阜県教育振興基本計画の推進と進行管理

1 第4次岐阜県教育振興基本計画の周知と県民意見の把握

- 第4次岐阜県教育振興基本計画の着実な推進に向けて、計画に掲げた基本的な考え方や施策などについて、児童生徒や保護者、教育関係者をはじめ、広く県民の理解と協力をいただくため、リーフレットや広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図るための広報活動を積極的に推進します。
- スクールミーティング*をはじめとする、学校や地域で行われる県民との意見交換の場を積極的に活用し、その声を岐阜県教育振興基本計画の見直しや教育行政に反映させるための広聴活動を積極的に推進します。

2 目標設定に基づいた進行管理

- 第4次岐阜県教育振興基本計画においては、4つの施策に沿って、28の具体的な施策を設定しています。第3章では、28の具体的な施策について、施策の進捗状況を把握する「施策実施指標」と、施策を展開する上で必要となる「主な取組」を示しました。また、子どもたちにバランスよく身に付けてほしい3つの力（自立力・共生力・創造力）を数値化する「子どもたちの姿」を設定しました。
- 第4次岐阜県教育振興基本計画の進行管理にあたっては、外部有識者からなる「岐阜県教育委員会点検評価会議」を年度ごとに開催します。そして、「子どもたちの姿」により子どもたちの現状を把握し、施策の推進状況や、「施策実施指標」の達成状況を明らかにした上で、会議の意見を踏まえ、幅広い観点から客観的かつ公正な点検・評価を実施し、その結果を次年度以降の新たな取組に反映させるPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づく進行管理を行います。



- また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」に基づく事務の点検・評価結果については、報告書を県議会に提出するとともに、県民にも公表し、県教育行政の運営の質の向上と効率化を図ります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。